

令和7年度(総委)第26号
多賀町防災情報伝達システム整備業務

仕 様 書

令和7年 6月10日

滋賀県 多賀町

1. 目的

本仕様書に定めるシステムは、多賀町(以下、「当町」という。)が、多賀町地域防災計画に基づき、災害時に住民への確実・迅速な防災情報の伝達を行う設備の整備を主眼とする。整備にあたっては、住民の個人所有のスマートフォンへの情報配信が可能なアプリを中心に、スマートフォン非所有者に対しては専用戸別受信機を整備し、また本町で運用中の登録制メールサービス(メール、電話、FAX)及びLINE公式アカウントとも連携することで、住民への情報伝達手段の多重化を図り、利便性の向上を図るとともに、緊急時のみならず平常時における広報・行政連絡などでの活用も目的とする。加えて、既存J-ALERT受信機を新型機へ更新する。

2. 評価方針

提案される内容および性能が本仕様書の要求水準を上回り、当町にとって有益と判断される提案内容については、その提案を高く評価することとし、技術提案においては、本書に示す水準を技術面とコスト面の両面で効率的かつ合理的に満足するよう、先進的な技術を用いた提案および将来的な機能拡張性も含めた長期安定運用に寄与する提案を求める。

3. システム構成

本業務で整備する防災情報配信システムは、総務省消防庁が発行する「災害情報伝達手段の整備等に関する手引き」令和6年3月版のうち「携帯電話網を活用した情報伝達システム」に該当するシステムであること。(本事業は、緊急防災・減災事業債を活用するため、提案内容に留意すること。)

J-ALERT受信機と連携し、「戸別受信機」「スマートフォンアプリ」等の受信手段を用いて住民に伝達する。

本事業で整備するシステムの設備構成・数量は、以下の通りとする。各設備は本仕様書に記載の内容を満たすこと。

また、本業務には含まないが、当町では屋外拡声子局の追加整備も検討しているため、本業務で整備する「親局設備」からの操作により、「戸別受信機」「スマートフォンアプリ」とともに一斉配信が可能な「屋外受信機」を追加可能なシステムであること。

以下を基本システム構成とする。これを基に、当町が要求する機能および水準を満たした上での追加・代替提案については、この限りではない。

(1)親局設備	:1式	多賀町役場内
(2)J-ALERT受信機	:1式	
(3)スマートフォンアプリ	:1式	
(4)戸別受信機	:600台	
(5)既設防災関連設備等との連携	:1式	連携先は別紙2参照

4. 業務範囲

本業務における業務範囲は以下の通りとする。

- (1) システム構成検討と詳細設計
- (2) システム整備業務

- (3) 各種試験の実施と試験成績書作成
- (4) 関係機関への許可書・届出書・報告資料等の作成
- (5) 導入時の取扱指導
- (6) 庁内 NW との接続設計・設定・調整
- (7) J-ALERT 受信機の設定・調整
- (8) その他、当町より指示のある関連事項

5. 適用法規

本業務の受託者は、本仕様書に定めるもののほか、次に掲げる法規等に準拠すること。

(ア) 法規等

- (1) 電波法及び同法関係規則及び告示
- (2) 建築基準法及び同法関係規則
- (3) 電気設備技術基準
- (4) 電気設備工事標準仕様書
- (5) 当町の条例等
- (6) その他関係法令等

(イ) 規格

- (1) 日本産業規格 (JIS)
- (2) 電気学会電気規格調査会標準規格 (JEC)
- (3) 日本標準規格 (JES)
- (4) 日本電機工業会標準規格 (JEM)
- (5) 日本電子機械工業会規格 (EIAJ)
- (6) 電子情報技術産業協会規格 (JEITA)

＊当町は、自家用電気工作物を有しているため必要に応じて資格等を有した者が作業を行うこと。

6. 履行期間および場所

履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで。

ただし、詳細については、別途協議のうえ決定する。

履行場所 多賀町役場(滋賀県犬上郡多賀町多賀324番地)

7. 共通指摘事項

本業務の実施にあたっては、装置・システムがこの仕様に照合して最適の構造および性能を有するとともに、次に掲げる事項を十分満足するものとなるよう配慮して行うこと。

(ア) 構造および性能基準

- (1) 運用に際してリモート監視等、最適の機能を有するものであること。
- (2) 環境に配慮し、省エネ設計および省スペース化に配慮されたものであること。
- (3) 当町の既存設備等を活用する際は、許可を得て行うこと。またその際、既存システム等に影響を与えず、かつ整合性がとれるものであること。

- (4) 親局設備およびシステム中枢となる装置の主要部分については、安定運用に十分に配慮したものであること。
 - (5) 堅牢にして長時間の使用に十分耐え得るものであること。
 - (6) 運用に際して維持管理が経済的に行えるものであること。
 - (7) 日常の清掃、点検、調整および保守、修理が容易に行えるものであり、かつ、これらに際して危険のない構造であること。
 - (8) 本業務に使用する装置機材は、品質管理のできる信頼性の高いものを使用すること。
 - (9) 将来の整備計画や情報通信の多様化にも対応できるよう拡張性、経済性を備えたものであり、装置の増設および機能の追加等に対し、容易に追加や変更が行えるよう配慮すること。
- (イ) 使用する部品基準
- (1) 機器に使用する部品・材料等は全て新品で、信頼性の高い部品を使用すること。
 - (2) 各機器内の配線は特に必要と認められるもの以外は、可能な限りプリント配線とすること。
 - (3) 各機器間の配線工事はすべて耐久性、耐水性、耐熱性のある良好なものを使用すること。
 - (4) 切替部、回転部、接触部等の回転部は多数回の使用によって電氣的性能が低下しないこと。
 - (5) 電源電圧は機器定格電圧の±10%変動範囲で正常に動作し、特に必要とする回路は安定化電源を使用すること。
 - (6) 電気回路には保護回路を設けること。
- (ウ) 使用環境基準
- (1) 本業務で整備する装置機材において、屋内に設置する機器は周囲温度0℃～+40℃、相対湿度30%～80%で異常なく動作すること。ただし、サーバールームに設置する機材は周囲温度0℃～+30℃とし、OA機器(PC、プリンタ)は周囲湿度10℃～35℃で異常なく動作すること。
 - (2) 地震、暴風、雨および雪等の異常現象下においても、確実に運用できること。
 - (3) 各機器の塗装は、損傷、腐食等に強くかつ美観を損なわないものであること。

8. 機能要求水準

(ア) 同報システム

- (1) ワンオペレーションで想定される全てのメディアに情報配信ができること。
(戸別受信機、スマートフォンアプリ、SNS、屋外拡声子局(整備時期未定))
- (2) 親局設備が必要な場合は、サーバールームに設置するものとする。
- (3) J-ALERTとの連携により自動で最大音量の緊急放送ができること。
- (4) 音声合成および緊急一斉、一斉、グループ別の放送ができること。

(イ) 戸別受信機

- (1) 筐体は、容易に操作が可能な専用筐体型とし、パソコン、スマートフォン、タブレット、フィーチャーフォン等は、個別受信機とみなさない。
- (2) 商用電源および乾電池による駆動が可能であること。
- (3) 筐体に直接乾電池を装着するソケットを具備していること。
- (4) 通常、商用電源により駆動し、給電が途絶えた場合に自動的に乾電池による駆動に切り変わる。また、給電が回復した場合に自動的に商用電源による駆動に切り替わる。

- (5) 高齢者等にも操作しやすいものであること。また、単純な操作により、聞き直し等が行えること。
 - (6) ディスプレイ等を有し、受信した情報を文字で表示できること。ただし、当該個別受信機を開発中である場合は、6.履行期間および協議により決定した履行期限までに納入可能である場合は本プロポーザルによる提案を認める。
 - (7) 遠隔からファームウェアのアップデートができること。
 - (8) 通信回線として、3G または LTE を用いて、管理・配信設備との通信を行うこと。
 - (9) 技術基準適合証明書を取得している 3G または LTE モジュールを使用すること。
 - (10) 情報受信者(端末の利用者)により音量の設定ができること。ただし、緊急情報を受信した場合は、設定された音量にかかわらず最大音量にて鳴動・読み上げを行うこと。
 - (11) 遠隔からグループ設定ができること。
 - (12) 搭載 SIM キャリアのサービスエリア内においては、本町外に持ち出した場合においても、当システムの管理・配信設備から配信された情報を受信可能であること。
 - (13) 当システムの管理・配信設備から配信された情報を受信した際に、自動的に着信音の鳴動および音声による内容の読み上げが開始されること。
 - (14) ボタン押下等により、鳴動・読み上げの再生を停止できること。
 - (15) 受信した情報が「通常」・「緊急」により、通知音の鳴らし分けができること。
 - (16) 「緊急」情報を受信した際には、ミュート(設定音量がゼロ)の場合も含め強制的に最大音量で鳴動すること。
 - (17) 「通常」情報を再生中に、「緊急」情報を受信した場合は、再生中の鳴動・読み上げを停止し、「緊急」情報を鳴動・読み上げさせること。
 - (18) ボタン押下等により、受信済みの情報を再生できること。
 - (19) 受信済みの情報を5件以上保持できること。
 - (20) 管理・配信設備との接続が確立している状態において、端末がオンラインである旨を管理・配信設備へ通知すること。(アンサーバック機能)
 - (21) 当システムの管理・配信設備から配信された情報を受信した際に、受信した旨を管理・配信設備に通知すること。
 - (22) 未確認の情報がある場合には、ランプ等で端末使用者に知らせる手段があること。
 - (23) ミュージックチャイムを鳴動可能なこと。
- (ウ) スマートフォンアプリ
- (1) スマートフォン端末およびタブレット端末(以下、端末という)にインストールすることで、多賀町からの情報を受け取れるものとし、Android および iOS 両方の OS で動作可能とする。なお、各 OS は最新バージョンの他、旧世代での動作が可能であること。
 - (2) 平時配信および緊急配信の配信を使い分けられること。
 - (3) 受信した情報の「平時配信」・「緊急配信」により、通知音の鳴らし分けおよび受信履歴画面でわかること。
 - (4) 「緊急配信」である情報を受信した際には、スマートフォン本体がマナーモードであっても、鳴動できる仕組みを有すること。設定された音量にかかわらず強制的にアプリで設定した音量で鳴動できること。

- (5) 一斉または複数のグループへの配信ができること。
 - (6) 情報受信者(端末利用者)が Google play もしくは App Store からアプリケーションを入手し、インストールできること。各ストア内でアプリを検索する際、「多賀町」などのキーワードにより検索結果に反映されるよう対策を行うこと。
 - (7) 情報受信者(端末利用者)がアプリで使用する言語を選択できること。対応する言語は日本語の他、英語等とする。
 - (8) 電源 OFF 状態を含む通信断の状態に配信された情報は、通信が回復した時点で自動的に受信できること。
 - (9) スマホアプリの利用者数は、ダウンロード数は無制限で提供可能であること。
- また、ダウンロード数により料金変動する場合はその費用を見積明細書に明記すること。

(エ) 既存防災関連設備との連携

- (1) 運用中のSpeeCAN RAIDENとの連携を図ること。(別紙2参照)

(オ) 屋外拡声子局 (具体的整備計画は現時点で未定)

- (1) 本庁にて常時、各屋外拡声子局の状態監視、遠隔操作が出来ること。
- (2) 停電時でも72時間連続稼働ができるよう予備電源対策を施すこと。
- (3) 設置候補場所は別紙3の通りとし、地上高15mの鋼管柱とする。
- (4) 設置場所毎に最適なスピーカーを選択し、音達シミュレーション図を提示すること。

＊本業務に含まないが、整備費用を参考費用として提示すること。

9. 業務要求水準

- (ア) 受注者が行う業務の範囲は機器の正常稼働に必要な一切の業務とする。
- (イ) 各機器は当町と協議の上、決定した位置に正しく取り付け、調整にあたっては熟練した技術者により、確実に実施すること。
- (ウ) 機器本来の機能を十分に発揮するように行うこと。
- (エ) 当町が主催する戸別受信機説明会(4回想定)にて操作説明会を行うこと。
- (オ) 戸別受信機の配布方法は、多賀町中央公民館、大滝小学校体育館等での一斉説明会を想定しているが、詳細については、協議により決定する。

10. 調整、試験要求水準

- (ア) 受注者が行う業務の範囲は機器の正常稼働に必要な一切の業務とする。
- (1) 作業終了後、総合的な調整・試験を行い、設備の機能を確認しなければならない。
- (2) 各装置設置完了後、十分な試験を行い、調整結果に基づきデータを作成の上、試験成績として提出すること。

11. クラウドサーバ要件 (アプリケーション)

(ア) クラウド方式要件

- (1) セキュリティ確保の観点から、クラウドプライバシーに関する国際実施基準の ISO/IEC27000 採用しているクラウドを利用していることが望ましい。

- (2) 使用するサーバーの設置場所は2拠点以上有し、地理的冗長化がされていること。
- (3) ISO/IEC 27001 認定を取得していて、毎年 ISO/IEC 27001 コンプライアンスに関して、第三者の公認認定機関の監査を受けていることが望ましい。
- (4) クラウドは外部監査に基づいたクラウドセキュリティの認定制度「CSA STAR 認証」のゴールドマーク認定を取得していることが望ましい。

12. 権利義務の譲渡等の禁止

受託者は、本業務により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、もしくは継承させ、またはその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ当町の承認を得た場合はこの限りではない。

13. 当町から提供する資料の取り扱い

受託者は、本業務に係る契約が満了し、若しくは解除されたとき又は資料等が本業務遂行上不要となった場合は、遅滞なく資料等を当町に返還し、又は当町の指示に従った処置を行うものとする。

14. 守秘義務など

- (ア) 本業務における成果物(中間成果物を含む。)については、本業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積および他の目的に使用をしてはならない。
- (イ) 本業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (ウ) 上記2点の規定は、本業務に係る契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

15. セキュリティーポリシー・個人情報保護

(ア) 受託者または当町の承認を得て再委託された場合の再委託先およびそれらの使用人は、本業務の履行にあたり、当町の定めるセキュリティーポリシーを遵守しなければならない。加えて、個人情報の取り扱いについて、当町の定める情報公開および個人情報保護に関する条例等を遵守しなければならない。

16. 履行箇所の特定

受託者は、本業務の履行にあたり、履行箇所(住所、事業所名等)を特定するものとし、当町に無断で当該履行箇所以外での業務を行ってはならない。

17. 契約不適合責任

- (ア) 本業務の検査完了後、本仕様書に定める成果物が契約不適合である場合、受託者が無償で補修又は追完を行うものとする。
- (イ) 契約不適合責任期間は引き渡しの日から起算して1年間とする。

18. 特許権等の使用

受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、当町の指示による場合を除く。

19. 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受託者の負担とする。

20. 成果物

受託者は、次に示す成果品を令和8年3月31日までに当町に納めるものとする。

(ア) システム構成図 1部

(イ) 機器仕様書 1部

(ウ) システム操作説明書 1部

(エ) システム環境 1式

(オ) 打合せ記録簿 1部

(カ) その他必要書類

21. 検査および検収

(ア) 搬入検査

材料および機器類の搬入時に実施する。

(イ) 完成検査

整備完成后、当町の指定する日に当町の係員が実施する。

(ウ) 検収

検収には当町の係員が立会うものとし、その検査合格をもって機器性能の検収とする。

なお、検査および検収に必要な車両及び測定器等は無償で準備するものとする。

22. その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、当町と受託者で協議して定めるものとする。